

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金に関する事務	
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）や、国民年金法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②年金受給にともなう裁定請求等受付 ③国民年金保険料の免除等申請受付 ④日本年金機構（年金事務所）への異動報告、所得情報提供などの進達	
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
国民年金情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第46項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 ①【情報提供の根拠】 47項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉部 国保医療課	
②所属長の役職名	国保医療課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	海老名市保健福祉部国保医療課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4596	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順を事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や磁気媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・個人番号又は特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄したことを複数人で確認し、特定個人情報削除記録簿に記録を残す。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	以下のとおり、事務やシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている。 ・ユーザ認証の管理を行っている。 ・アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ・アクセス権限の管理を行っている。 ・特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む。)を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5 ①部署	保健福祉部 保険年金課 国保年金係	保健福祉部 国保医療課 国民健康保険係	事後	機構改革による部署名等の変更に伴う
平成30年4月1日	I-5 ②所属長	保険年金課長 澤田 英之	国保医療課長 澤田 英之	事後	機構改革による部署名等の変更に伴う
平成30年4月1日	I-8 連絡先	保健福祉部 保険年金課	保健福祉部 国保医療課	事後	機構改革による部署名等の変更に伴う
平成31年4月1日	I-5 ①部署	保健福祉部 国保医療課 国保年金係	保健福祉部 国保医療課	事後	
平成31年4月1日	I-8 連絡先	電話 046(235)4596	電話 046(235)4594	事後	
令和1年6月1日	全般	-	新様式に合わせて変更	事後	
令和4年1月25日	II-1 1. 対象人数 いつの時点の	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年1月25日	II-2 2. 取扱者数 いつの時点の	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年1月25日	I-8 連絡先	電話 046(235)4594	電話 046(235)4596	事後	
令和4年9月20日	II-1 1. 対象人数 いつの時点の	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点		
令和4年9月20日	II-2 2. 取扱者数 いつの時点の	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点		
令和7年3月28日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の第31項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 ①【情報提供の根拠】 47項	事後	
令和7年3月28日	4. 情報ネットワークシステム による情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限等) ①【別表第二における情報提供の根拠】 48、50の項 ②【別表第二における情報照会の根拠】 なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 ①【情報提供の根拠】 47項	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を 介在させる作業	-	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次の ような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順を事務取扱担当 者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保 護、確実なマスキング処理等を行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、 関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェック を行う。 ・特定個人情報を含む書類や磁気媒体は、施設できる書棚等に保管す ることを徹底する。 ・個人番号又は特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等 を廃棄した場合には、削除又は廃棄したことを複数人で確認し、特定個 人情報削除記録簿に記録を残す。	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優 先度が高いと考えられる対 策	-	以下のとおり、事務やシステムの特性を考慮 したリスク対策を講じている。 ・ユーザ認証の管理を行っている。 ・アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ・アクセス権限の管理を行っている。 ・特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防 止に係る対策を含む。)を行っている。	事後	